

京 都 市 精 神 保 健 福 祉 審 議 会 次 第

日 時 平成 2 7 年 1 月 1 6 日（金）午前 1 0 時～ 1 1 時 3 0 分
場 所 キャンパスプラザ京都 第 3 会議室

1 開 会

2 議 題

精神障害者の地域移行について

3 報 告

精神保健福祉の動向

4 閉 会

- 資料 1 精神障害者の地域移行について
- 資料 2 精神科病院退院患者の状況
- 資料 3 精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- 資料 4 京都府自殺対策に関する条例（案）について

参考資料 長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめを
踏まえた主な取組

- 参考 1 京都市精神保健福祉審議会委員名簿
- 参考 2 京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例
- 参考 3 京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

精神障害者の地域移行について

<国の動向>

平成26年4月1日、改正精神保健福祉法の施行とともに、法に規定された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が公表、適用された。

指針には「入院医療から地域生活への移行の推進」が掲げられ、指針に係る検討会において、長期入院精神障害者の地域移行について、引き続きの検討課題とされた。

厚生労働省は指針で示した地域移行を進めるため「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」を開催し、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」（検討会取りまとめ）が平成26年7月に通知された

（取りまとめの概要）

- 1 長期入院精神障害者の地域移行及び精神医療の将来像
- 2 長期入院精神障害者本人に対する支援

【ア】退院に向けた支援

【アー1】退院に向けた意欲の喚起

- （1）病院スタッフからの働きかけの促進

病院スタッフの地域移行に関する理解の促進

→研修促進

- （2）外部の支援者等とのかかわりの確保

ピアサポート等の更なる活用

【アー2】本人の意欲に沿った移行支援

【イ】地域生活の支援

【ウ】関係行政機関の役割

- 3 病院の構造改革

精神科病院退院患者の状況

1 「1年未満入院患者の平均退院率」

年度	各年6月の 新規入院 患者数	左記入院患者のうち各年6月～翌年5月までの退院患者数													平均 退院率
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
24	331	退院者数	60	95	52	36	13	8	9	6	5	5	1	3	72.8%
		(累計)	60	155	207	243	256	264	273	279	284	289	290	293	
		(退院率)	18.1%	46.8%	62.5%	73.4%	77.3%	79.8%	82.5%	84.3%	85.8%	87.3%	87.6%	88.5%	
25	354	退院者数	69	99	55	39	21	11	6	10	3	4	1	1	74.8%
		(累計)	69	168	223	262	283	294	300	310	313	317	318	319	
		(退院率)	19.5%	47.5%	63.0%	74.0%	79.9%	83.1%	84.7%	87.6%	88.4%	89.5%	89.8%	90.1%	

※上記退院者の退院後の行き先内訳

年度	退院者数	家庭復帰等		グループホーム・ケアホーム等			転院・院内 転科	死亡	その他
		家族と同居	一人暮らし (自宅・ア パート等)	グループ ホーム・ケ アホーム	生活訓練 施設等(障 害者支援 施設)	特別養護老 人ホームや 老人保健施 設等の老人 施設			
24	293	154	66	6	3	8	33	23	0
	100.0%	52.6%	22.5%	2.0%	1.0%	3.9%	11.3%	7.8%	0.0%
25	319	164	70	11	1	15	42	15	1
	100.0%	51.4%	21.9%	3.4%	0.3%	3.9%	13.2%	4.7%	0.3%

2 「5年以上入院かつ65歳以上の退院者数」

退院者数及び退院後の行き先内訳

年度	退院者数	家庭復帰等		グループホーム・ケアホーム等			転院・院内 転科	死亡	その他
		家族と同居	一人暮らし (自宅・ア パート等)	グループ ホーム・ケ アホーム	生活訓練 施設等(障 害者支援 施設)	特別養護老 人ホームや 老人保健施 設等の老人 施設			
24	159	2	4	3	0	2	48	100	0
	100.0%	1.3%	2.5%	1.9%	0.0%	1.3%	30.2%	62.9%	0.0%
25	159	1	0	3	0	3	63	89	0
	100.0%	0.6%	0.0%	1.9%	0.0%	1.9%	39.6%	56.0%	0.0%

* 本数値は、京都府調査において住居地が京都市であるものをまとめたもの

精神障害者地域移行・地域定着支援事業

1 事業概要（京都市精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱から抜粋）

（目的）

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することを目的とする。

（対象者）

- （１）地域移行支援の対象者は、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む）に入院している精神障害者のうち、本市区域内に居住地があるか、又は帰住を希望する者とする。
- （２）地域定着支援の対象者は、住み慣れた地域を拠点とし、対象者の意向に即した充実した生活を送るために支援が必要な者とする。

（地域体制整備コーディネーターの配置等）

次の各号に掲げる業務を行うため、地域体制整備コーディネーターを１名以上配置するものとする。

- （１）精神科病院及び障害福祉サービス事業者等の関係機関に対する本事業の普及啓発
- （２）本事業の円滑な実施のために必要な研修の企画及び実施
- （３）地域移行支援又は地域定着支援を行う者に対する必要な助言及び指導
- （４）ピアサポーターの養成・活用
- （５）複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言
- （６）その他本事業の実施に当たって必要な事項

（ピアサポートの活用）

本事業の実施に当たっては、精神障害者の視点を重視した支援や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーターが積極的に活動できるようにするための体制整備等に努めるものとする。

ピアサポートの活用にあたっては、地域体制整備コーディネーターとピアサポーターが協働しながら、必要に応じ相談支援事業所等と連携し、本事業利用者に対する支援や、本事業の普及啓発を行うものとする

2 活動実績（平成 26 年度）

<京都市内の地域移行実績>

	障害者地域生活支援センター 「なごやか」の取組実績			
	対象者数 (人)	実績内訳		
		退院者 数	支援 実施中	退院できなかった人 (※中止による支援 終了者を含む)
17 年度	10	2	8	0
18 年度	15	4	6	5
19 年度	14	8	6	0
20 年度	16	3	10	3
21 年度	19	7	7	5
22 年度	13	5	6	2
23 年度	12	5	5	2
24 年度	7	3	3	1
25 年度	10	3	5	2
26 年度*	7	0	7	0

*平成26年度については、上半期（4～9月）の実績である。

【平成 17 年度から平成 25 年度までの 9 年間の実績】

65 人の実対象者のうち、40 人（61.5%）が退院、20 人（30.8%）が退院に至らず支援を終了。5 人（7.7%）が平成 26 年度も継続支援となる。

（1）ピアサポート活動（平成 26 年 12 月末現在）

ピアサポーターの育成及び活用を継続して行い、長期在院者にむけて働きかけるとともにピアサポーターの活動の場を広げる。

●OT プログラムでの交流

【内容】退院支援プログラムを行っている病院へ出向き、患者さんとの交流を図る。

日 程	回数	開 催 場 所	実 施 内 容	参加者	サポーター
26.4～12	23	第二北山病院	交流会、調理、からだ測定、運動等	122 (延)	39 (延)
26.12.4	1	いわくら病院	体験談報告	30	1

●ピアサポーター勉強会

【内容】ピアサポート活動を振り返り、ピアサポーター同士が悩みなどを共有し、交流する中でスキルアップに繋げていく。

日 程	開 催 場 所	実 施 内 容	サポーター
26. 9. 20	朱雀工房	近況報告，活動報告など	4

●ピアサポートについて大学での講義

日 程	開 催 場 所	実 施 内 容	参加者	サポーター
26. 7. 10	花園大学	学生向けの体験談の報告	15	1
26. 7. 10	佛教大学		62	2
26. 12. 18	花園大学		16	2

●研修会での体験談発表

【内容】専門職むけ研修会で体験談を発表し，長期入院者の地域移行について理解を得る。

日 程	開 催 場 所	実 施 内 容	参加者	サポーター
26. 12. 6	職員会館かもがわ	精神保健福祉士協会研修会	30	1

(2) 普及啓発（平成 26 年 12 月末現在）

精神科病院，地域生活支援センター等関係機関及び入院患者むけに事業説明

日 程	開 催 場 所	対 象 者	参加人数
26. 9. 6	川越病院	病院職員	1 5
26. 11. 20	下京区役所	中部障害者自立支援協議会運営会議出席者	2 0
26. 12. 2	川越病院	閉鎖病棟入院患者及び病院職員	7 3
26. 12. 11	川越病院	開放病棟入院患者及び病院職員	1 8

京都府自殺対策に関する条例(案) について



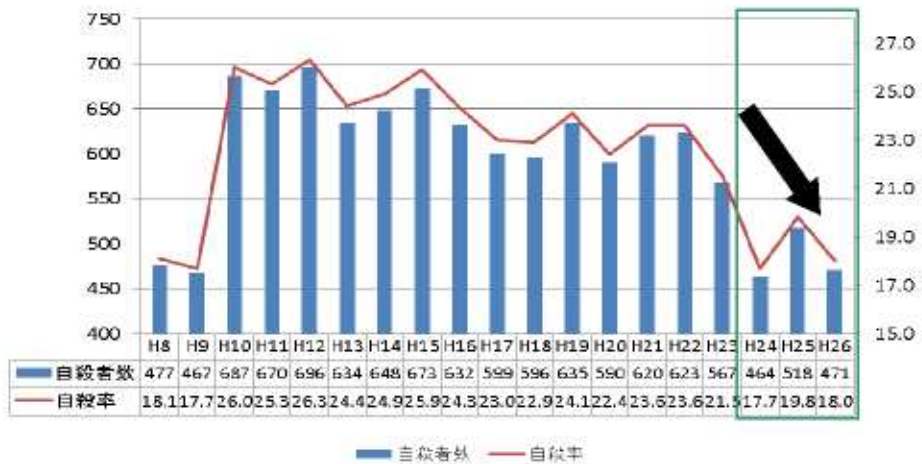
京都府 健康福祉部
福祉・援護課(自殺防止対策担当)

平成27年1月16日

版4

京都府の自殺者数の推移

■自殺対策の実施により平成23年以降は減少傾向



地域別の自殺死亡率の推移（H23-25）

- 自殺死亡率は地域によって差がある。



2

京都府自殺対策に関する条例案の概要

【ねらい】

- 府全体が一体となって自殺対策を推進し、悩みを抱えた方の孤立を防止し、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会の実現に寄与する。

【主な内容】

府民等に期待される役割（努力義務）

- 府民：自殺の防止等に関する活動を自主的に実施
- 事業主：雇用する労働者の心身の健康保持のための措置を実施
- 民間団体等：自殺対策の積極的な実施、相互間の連携を促進

府が実施する施策

- 「京都いのちの日」(3月1日)の制定など府民理解の増進
- 自殺の原因となり得る問題を抱えた段階で早期に支援を提供する体制や自殺の発生を回避するための対処を行う体制の整備・充実
- 未遂者や自殺者の親族等に対する支援の実施
- 自殺対策推進協議会を設置し推進計画を策定 ➡ 自殺対策の目標、内容を規定

【特徴】

- 自殺の危機は誰にでも起こり得ることを基本理念として明記し、全ての府民の協力を得ながら自殺対策を推進

都道府県では
全国初

3